

# 食品リサイクル定期報告書の作成に当たって

(記載例のほか、特に気をつけていただきたい内容)

2021年5月

関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課

- 昨年度報告（令和2年6月末提出期限）以降の定期報告について、以下の点が変更されています。
- 主な変更内容は、以下の内容を御確認ください。

## 報告方法の電子化

紙での提出



共通申請サービス等により提出

- 1又は2による報告が困難である場合、従来どおり、必要部数の送付による提出も可能。
- 次年度以降の対応について、積極的に御検討をお願いします。

## 報告内容の一部変更

市区町村別の食品廃棄物等発生量、再生利用実施量が追加など

### 1 農林水産省共通申請サービスにより提出

- ① 事前に各行政サービスにログインすることができるID及びパスワードを「gBizID」のサイトにアクセスし取得
- ② ①で取得した「gBizID」で本申請サービスを活用し、定期報告ファイル（エクセル）をアップロード

### 2 電子メールにより提出

定期報告ファイルを電子メールに添付し、報告窓口へ送信

- ※ 定期報告ファイルを電子メールにより送信する際は、事前にお知らせしたID・パスワードを設定

1 食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量について、「市区町村毎」の記載が必要となりました。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量  
（変更前）都道府県毎の記載  
（変更後）都道府県・市区町村毎の記載

2 「きのこ菌床」が新たに再生利用手法となり、都道府県・市区町村毎の再生利用実施量が必要となりました。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量  
（変更前）再生利用手法として「きのこ菌床」は項目立てなし  
（変更後）新たに「きのこ菌床」が項目立てされ、都道府県・市区町村毎の再生利用実施量の記載が必要

【表9】食品循環資源の再生利用等以外の実施量  
（変更前）「きのこ菌床」への利用はこちら（表9）に記載  
（変更後）「きのこ菌床」への利用はすべて【表6】に記載

令和02年度実績報告書

XXXX - XX - XXXXXX

最終チェック

◆前年度報告書取込ボタン

前年度報告書取込

別記様式(第1条関係)

◆前年度も定期報告をしている方は、入力ミスを防ぐためにも入力前に以下の対応を行ってください。

- ①前年度の報告書ファイルをパソコン等のデスクトップなどに保存した後に、このボタンを押す。
- ②上記ボタンを押すと前年度のファイルを指定するメッセージが表示されますので、①で保存したファイルを指定する。
- ③ 自動で前年度報告データ（約20項目）が複写される。
- ④ 上書き保存をしたうえで、令和2年度実績を入力する。

農林水産大臣 殿  
 環境大臣 殿  
 殿  
 殿  
 殿  
 殿

令和 3 年 6 月 30 日

住所 東京都 千代田区霞ヶ関1-2-1

社名 株式会社食品循環  
 代表取締役 資源 太郎

法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 03 - 1111 - 1111

- ◆農林水産大臣及び環境大臣は必須のため、修正等を行わないでください。
- ◆その他、事業者の方々の業種に応じて、主務大臣の追加が必要となる場合は、プルダウンメニューのなかから選択してください。
- ◆業種別の主務大臣は資料5で確認してください。

- ◆表1以降を入力する前に必ず該当する業種の全てをプルダウンメニューのなかから選択してください。
- ◆表1から表13に業種が反映されていない場合は、再度、この表の業種を選択してください。

- ◆表1以降のデータを入力後に業種選択漏れ等があり、途中で本欄に業種を追加すると、それまで入力した内容が失われてしまいます。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定

事業者名	株式会社 食品循環				
住所	郵便番号	100	-	1111	
	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1				
業種	肉加工品製造業	居酒屋等			
法第9条第2項に規定する事業の有無	無				
報告書作成責任者氏名	営業第1部 部長 資源 二郎				

- ◆報告書作成責任者以外に別の御担当者がある場合は、報告作成責任者の右側等に可能な限り ( ) 書きで氏名を入力してください。

◆表5・7・8・9・10の合計値を入力してください。

表1 食品廃棄物等の発生量(①=⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)

業種	発生量(t)
肉加工品製造業	550.0
居酒屋等	100.0
合計	650.0
発生量の把握方法	全5店舗中3店舗において、平成24年5月の1ヶ月間における発生量を実測し、3店舗のデータから1店舗当たりの平均年間発生量を推計。これに全店舗数を乗じることにより推計した

◆会社の合併等があった場合は、その概要も入力してください。

◆密接な名称・単位を前年から変更される場合は、本年使用する密接な値の名称・単位と比較できる前年値が必要になります。

◆本省HPに掲載している「作成に当たっての参考資料」のうち「業種別密接な関係をもつ値一覧表」を参照してください。

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値(②)

業種	売上高、製造数量等		
	名称	単位	値
肉加工品製造業	売上高	百万円	2,900.0
	名称	単位	値
居酒屋等	客数	人	95,000.0

◆前年度の業種別発生原単位に対する対前年比を入力してください。

◆計算した値を入力してください。

(対前年比 = 本年の発生原単位 / 前年の発生原単位)

表3 食品廃棄物等の発生原単位(③=①÷②)

業種	発生原単位	対前年度比	基準発生原単位
肉加工品製造業	189.65517 kg / 百万円	0.0	113 kg/百万円
居酒屋等	1.05263 kg / 人	0.0	114 kg/百万円
発生原単位が対前年度比で100%を超えた理由又は発生原単位が基準発生原単位を上回った理由	肉加工品製造業において、平成24年9月の台風により発生した倉庫の荷崩れによる商品廃棄を、10月以降に処理して食品廃棄物等の発生量が増加したため		

◆前年度報告書取込ボタンを押された場合、前年度と同様の内容が複写されます。

◆また、表3の単位と合っているか確認してください。

表4 食品廃棄物等の発生抑制の実施量(④=(⑤-③)×②)

業種	平成19年度 発生原単位 (⑤=平成19年度の①÷平成19年度の②)	発生抑制の実施量(t) (④)
肉加工品製造業	149.99999 kg/百万円	0.0
居酒屋等	1.15000 kg/人	9.3
合計		5

表5 食品循環資源の再生利用の実施量(⑥)

業種	特定肥飼料等の種類	再生利用の実施量(t)
肉加工品製造業	肥料	300.0
	飼料	140.0
	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	
	油脂及び油脂製品	
	エタノール	
◆肉を含む可能性がある食品残さを飼料化する処理施設に委託等している方は、以下の内容について御留意ください。		10.0
合計	肥料	310.0
	飼料	140.0
	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤	
	油脂及び油脂製品	
	エタノール	
	メタン	
総計		450.0

◆搬入された食品循環資源の量を入力してください。  
 ◆製造された特定肥飼料等の製造量ではありません。

◆肉を含む可能性がある食品残さを飼料化する処理施設に委託等している方は、以下の内容について御留意ください。

- ASF（アフリカ豚熱）対策として、「食品残さ飼料利用に係る規制見直し（令和3年4月施行）」が行われ、新基準に対応した施設での処理が必要になりました。
- 新基準では、「攪拌しながら90℃・60分以上又はこれと同等以上の過熱処理を行うこと」となっています。

- ◆表6は、直接入力する必要はありません。
- ◆別表シートに市区町村毎の数値を入力することで、表6に数値が反映されます。

表6 都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	市町村名 (詳細は別表参照)	発生量(t)	再生利用の実施量(t)								
				合計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン	
肉加工品製造業	北海道	3	140.0	0.0								
	青森県	1	110.0	70.0	50.0	20.0						
	岩手県	2	160.0	70.0	50.0	20.0						
	(注) 発生量及び再生利用の実施量は、発生年度に発生した食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量を示す。											
	宮崎県	1	80.0	80.0	60.0	20.0						
	鹿児島県	1	60.0	50.0	30.0	20.0						
	沖縄県	1		130.0	80.0	50.0						
	小計	9	550.0	400.0	270.0	130.0	0.0	0.0	0.0	0.0		



表7 食品循環資源の熱回収の実施量(⑦)

業種	熱回収の実施量(t)
肉加工品製造業	5.0
居酒屋等	
合計	5.0

◆表1の食品廃棄物等の発生量のうち、脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により発生量の減量を実施した量を入力してください。  
◆なお、自然乾燥や簡易な水切りは、減量に該当しません。

表8 食品廃棄物等の減量の実施量(⑧)

業種	減量の実施量(t)
肉加工品製造業	50.0
居酒屋等	
合計	50.0

表9 食品循環資源の再生利用等以外の実施量(⑨)

業種	特定肥飼料等以外の製品の種類	再生利用等以外の実施量(t)
肉加工品製造業	ゴミ固形化燃料(RDF)	20.0
		20.0
居酒屋等		0.0
合計		
総計		0.0

◆表5、7以外の方法で食品循環資源を利用した場合、その実施量について、業種毎及び特定肥飼料等以外の製品の種類毎に入力してください。  
◆原料として投入された食品循環資源の量を入力してください。製品の量ではありません。

表10 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量(⑩)

業種	廃棄物としての処分の実施量(t)
肉加工品製造業	35.0
居酒屋等	90.0
合計	125.0

- ◆平成19年度の基準実施率を入力されると平成28年度以降の基準実施率は、自動表示されます。
- ◆なお、開業が20年度以降の場合、開業時の再生利用等の実施率を算出し、平成28年度以降に計算により導かれた基準実施率を直接入力する必要があります。

表11 食品循環資源等の実施率((④+⑥+⑦)×0.95+⑧)÷(①+④)×100(%)

基準実施率(%)					
平成19年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
69.5	77.5	78.5	79.5	80.5	80.5
当年度の再生利用等の実施率			再生利用等の実施率(%)		
			78.0		
業種			再生利用等の実施率(%)		
肉加工品製造業			90.0		
居酒屋等			17.7		
再生利用等の実施率が基準実施率を下回った理由			居酒屋店舗から排出される食品廃棄物は分別が難しく、再生利用が困難なため。		

◆再生利用の委託先事業者の本社住所地を入力してください。

表12 再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者

委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		(株)肥料製造 代表取締役 ○○ ○○
	住所	東京都	○○区○○町1丁目1-1
	再生利用の実施量(t)		310.0
	特定肥飼料等の種類		肥料
委託先 又は譲 渡先の 業者	氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)		(株)飼料製造 代表取締役 ○○ ○○
	住所	千葉県	○○市○○町1丁目1-1
	再生利用の実施量(t)		140.0
	特定肥飼料等の種類		飼料

◆ 委託等している事業者が複数の場合、以下のように記入してください。

<2事業者の場合>

上段：委託等した量が一番多い事業者の内容を入力

下段：上段以外の事業者の内容を入力

<3事業者以上の場合>

上段：委託等した量が一番多い事業者の内容を入力

下段：委託等した量が二番目に多い事業者名、その後に「他○社」と入力  
その他の項目（住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類）は、  
入力せず、空欄のままにしてください。

- ◆熱回収の内容については、食品リサイクル法に基づく熱回収の要件を満たした場合のみ入力してください。
- ◆必要に応じ、熱回収の要件を満たしているか確認する場合があります。

表13 熱回収により得られた熱量(その熱を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量)  
(熱回収の委託先又は食品循環資源の譲渡先における熱量又は電気の量を含む。)

業種	熱回収により得られた熱量又はその熱を変換して得られた電気の量			
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)	
肉加工品製造業			850.0	
居酒屋等				
合計	0.0		850.0	
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)			(株)バイオ発電 代表取締役 ○○ ○○
	住所	東京都 ○○区○○町1丁目1-1		
	熱回収の実施量(t)		5.0	
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)	850.0
委託先又は譲渡先の業者	氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)			
	住所			
	熱回収の実施量(t)			
	熱量(MJ)		電気の量(MJ)	
追加	削			

※ 表14の表記を省略

表15 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号)第10条第2項の情報の提供の方法(情報を提供していない場合(表17において「有」と記入する場合を除く。))にあつては、その理由)

当社環境報告書にて、情報を公開しています。  
また、同じ情報を当社ホームページ上にも掲載しています。  
<https://www.?????.?????.jp>

表16 食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組

弊社社員に月1回 食品廃棄物分別研修を実施  
年1回 再生利用の委託先の見学会を実施

- ◆ 事例を参考に取り組まれた内容を入力してください。
- ◆ 「特になし」、「該当なし」などは、入力しないでください。

表17 国が公表を行うことについての同意の有無

有

- ◆ 「無」を選択した場合、表15に情報提供に同意できない理由または御社の具体的な情報の提供方法を入力してください。

# 別表

(定期報告書のエクセルファイルは複数のシートがあり、そのうちの2番目のシートに別表があります。)

◆別表の「発生量」は、食品関連事業者の事業場等の食品循環資源が発生した市町村名欄に入力してください。

◆別表の「再生利用の実施量」は、委託先事業者が再生利用を実施した施設の所在地である市町村名欄に入力してください。

表6-1 都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量と再生利用の実施量(別表)

業種	都道府県名	市町村名	発生量(t)	再生利用の実施量(t)								
				合計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン	
肉加工品製造業	北海道	札幌市	110.0	0.0								
肉加工品製造業	北海道	函館市	20.0	28.0	20.0	8.0						
肉加工品製造業	北海道	旭川市	10.0	12.0	10.0	2.0						
肉加工品製造業	青森県	青森市	110.0	70.0	50.0	20.0						
肉加工品製造業	岩手県	盛岡市	100.0	40.0	30.0	10.0						
肉加工品製造業	岩手県	花巻市	60.0	30.0	20.0	10.0						
肉加工品製造業	宮崎県	宮崎市	80.0	80.0	60.0	20.0						
肉加工品製造業	鹿児島県	鹿児島市	60.0	50.0	30.0	20.0						
肉加工品製造業	沖縄県	那覇市		130.0	80.0	50.0						
居酒屋等	北海道	小樽市	100.0	10.0	10.0							

(注)

食品廃棄物等が発生した事業場の所在地と、再生利用を実施した施設の所在地が異なる場合は、それぞれ該当する市区町村に分けて、適切な数値を入力してください。

令和02年度実績報告書

◆最終チェックボタン

XXXX - XX - XXXXXX

最終チェック

前年度報告書取込

別記様式(第1条関係)

※受理年月日

月

日

◆全ての事項を入力したら、定期報告書表紙の上部にある「最終チェック」ボタンを押し、入力エラーが無いことを必ず確認してください。

### <よくあるエラーメッセージ>

- ・「表5と表6の数値が違う」 → 数値の合計、内訳を再度、確認してください。
- ・「表3が100%を超えているのに下段が未入力」 → 必要事項を入力してください。
- ・「表1と表6の発生量が違う」 → 入力する数値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値を入力してください。

(注) エラーメッセージは、1度のみとは限りません。

本ボタンを押し、正常に処理された旨のメッセージが表示されるまで、修正等を行ってください。